

平成26年（2014年）3月31日

中野区長 田 中 大 輔 様

中野区歌に関する審議会
会 長 青 山 侑

幅広い区民に親しまれ、世代を超えて未長く歌い継がれる中野区歌
を制定するに当たり、諮問された事項に係る意見について（答申）

平成25年（2013年）11月26日に諮問された事項について、別紙のとおり答申
します。

答 申

I はじめに

中野区区歌に関する審議会は、平成25年11月26日に中野区長から下記の事項について諮問を受けました。

幅広い区民に親しまれ、世代を超えて長く歌い継がれる中野区歌を制定するに当たり、以下の点に係る意見

- 1 詞や曲のイメージ及び詞に取り入れたいフレーズについて
- 2 区歌の作成を依頼するに相応しい人物像について
- 3 幅広い区民に親しまれ、長く歌い継がれるための方策について

審議にあたっては、昭和25年10月に制定された既存の中野区歌が現在歌われなくなっていること、また、新しい区歌を作ることとなった背景として、

- 都市化の進んだ中野区において、地域社会に対する人々の関わりが大きく変化している中で、区への愛着や一体感を醸成するための方法のひとつとして、学校や区の行事、区民が参加するイベント等の際に、みんなで一斉に歌うことのできる区歌の復活を求める意見が寄せられている。
- 中野四季の都市（まち）が整備され、多くの企業や大学が進出し、新たに中野区に通勤・通学することとなった人たちや、都市観光を目的に中野区を訪れる人が増えるなど、中野のまちが大きく変貌している状況の中で、新しい中野の未来への希望を託する象徴的なものが求められている。

といった説明があり、戦後間もなく作られた既存の区歌を復活させて、これらを実現することは困難であるとの結論に至ったこと、23区の状況などが事務局から説明されました。

さらに、審議の参考とするため、区民等から新しい区歌に相応しいイメージなどの募集を行うとともに※、直接区民等から区歌に相応しいイメージなどを聴く機会も設け※、それらを参考にしたうえで、諮問を受けた3つの諮問事項について平成26年3月24日までの間に4回に渡って審議を行いました。

※ 9ページの付属資料-3参照

II 諮問事項に対する意見について

諮問事項に関し審議会では以下の意見を答申します。

1 詞や曲のイメージ及び詞に取り入れたいフレーズについて

(1) 詞や曲のイメージについて

どんな時代でもシンプルに歌え、みんなが自発的に一緒に歌いたくなるような歌であることが大切です。また、まちの姿が大きく変貌している中野から、新しい何かが始まり、育ち、そして羽ばたいて行くというイメージが歌詞から想起され、体が自然に動き始めるような、躍動感にあふれる曲が適当と考えます。

以下、審議会として取りまとめた意見ではありませんが、審議の過程で出された様々な意見を「〈審議の過程で出されたその他の意見〉」として紹介します。

〈審議の過程で出されたその他の意見〉

- お風呂でも鼻歌で歌えるような、覚え易くスムーズに歌える歌にしたい。
- 曲は24小節ぐらいの長さの比較的短めな歌詞でシンプルであって欲しい。
- 区歌を聞いて中野で暮らしたくなるようなお洒落な雰囲気欲しい。
- オーケストラや吹奏楽で演奏してみたいような綺麗な曲にしたい。

- 学校などの行事や儀式で歌うにふさわしい歌であって欲しい。
- 住みやすいまちという中野のイメージを表現したい。
- 訪れたいくなるまちという中野のイメージを表現したい。
- ショッピングやカルチャーが感じられる歌にしたい。

(2) 歌詞に取り入れたいフレーズについて

歌詞には、子どもたちにも歌いやすく、平易だけれども深みがあり、広がりを感じられるフレーズを入れることが適当であると考えます。また、世代を超えて中野のイメージを連想するフレーズや、家族や隣人、友人などと過ごした中野での楽しい日々の記憶を呼び覚ますフレーズを入れることも必要であると考えます。

<審議の過程で出されたその他の意見>

歌詞に地名を入れることについて議論を行いました。

- 四季の森公園や大学進出に伴う学園都市といった新しい中野をイメージする地名を入れる。
- 区内の主な地名をすべて入れると良いのではないか。
- 歌詞の特定の部分を地名や学校名などに自由に変えられるようにする方法もある。

と言った地名を入れることに肯定的な意見があった一方で、地名を入れることに否定的な次のような意見も出されました。

- 地名はその近隣に住んでいる人に馴染みがあるかもしれないが、離れた場所に住んでいる人には親近感がわかない。
- 区民に定着していない新しい地名は未来までその地名が残っているか不安である。
- いろいろ歌詞が変わるのではなく、シンプルでオリジナリティーのある歌詞がい

いと思う。

○地名ではなく、区花や区の木などを入れて地域全体で歌える歌にしたい。

また、「お囲い」(※1)や「桃園」(※2)がかつてあったといった歴史的なエピソードを歌詞に入れてはどうかという意見があった一方で、古くなる恐れがあるという意見がありました。

※1 5代将軍徳川綱吉の時代に生類憐みの令に基づき、幕府が設けた野犬保護施設。犬を囲って飼育したためこのように呼ばれました。現在の中野3～5丁目辺りにありました。

※2 お囲いが廃止された跡に8代将軍徳川吉宗の時代に桃の木を植えた花見の名所

その他、次のような意見がありました。

○英語など国際感覚に富んだインパクトのあるフレーズが欲しい。

○中野区歌と言えはこの歌詞といったような心に残るフレーズを入れたい。

○1番に地域のこと、2番に自然、3番に人やまちを表すフレーズを入れて、1～3番の最後は同じフレーズを並べてはどうか。

○美しい言葉のフレーズがあるといい。

○歌詞の1番、2番、3番のテーマを過去、現在、未来といったような内容に分けてはどうか。

○1番を子どもたちに合った歌詞に、2番を大人に合った歌詞にするといったようにしてはどうか。

2 区歌の作成を依頼するに相応しい人物像について

人々に親しまれる歌を作っている、中野に何らかの縁のある人物がふさわしいと考えます。この「中野に何らかの縁のある」という意味は、必ずしも中野の出身者ということではなく、例えば中野でコンサートを開催したことがあるなど、中野のことを知っている人物であるという意味に捉えています。

〈審議の過程で出されたその他の意見〉

区歌の作成を依頼する方法についても議論しましたが、音楽プロデューサーやシンガーソングライターに一括して依頼する方法や、相互に通じるものがある方がより良い作品ができるのではないかということから、作詞・作曲を通常コンビで行っている人たちに依頼する方法が考えられるのではないかという意見の一方で、全く別個に依頼した方が、それぞれのファン層が異なり、広い世代の興味を引くことができるのではないかとといったように、様々な意見がありました。

3 幅広い区民に親しまれ、長く歌い継がれるための方策について

予め区歌の作成段階から区歌を作ることをPRして、区民の興味を引き、歌ってみようという気分を盛り上げておくことが必要です。そして出来上がった区歌の呼び方として、単に「中野区歌」と称するのでは堅苦しいイメージであり、区民に親しまれる歌の題名を付けた方が良いと考えます。

中野にいて毎日何らかの形で区歌を耳にする状況を作ることによって、区歌が区民に広がり身近なものになると考えます。

そのためには、区の行事はもとより、学校や各種団体の行事において歌ってもらうように要請することや、駅やバスの発車音としての利用、区内の商店街のスピーカーからの放送、区役所を始めとした区の施設において、例えば昼休みにBGMとして流すことや、防災無線の夕方の音楽に利用することも効果的と考えます。

このように様々な場面で区歌を耳にする状況を作るためには、作曲者との間で自由に曲の利用と編曲ができるように、著作権に関する契約を結ぶ必要があると思われまますので、著作権に関する専門家に相談するなどして、広く曲が利用できるような工夫をすることが必要です。

Ⅲ おわりに

新しい区歌によって、区民の地域に対する愛着の醸成や、地域の歴史の継承、さらに区民が中野に生まれ育ったことを誇りに感じることを希望します。また、新しい区歌により中野のイメージが向上して、区外の人々が中野に住んでみたい、訪ねてみたいと思うようになり、中野に居住し訪れる人が増えることによって、地域の活性化と経済効果を生み出すことに繋がれば良いと考えます。

中野区歌に関する審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	青山 侑	明治大学大学院教授	会 長
	三好 良子	立教女学院短期大学講師	
学校関係者	山口 博之	中野区立北中野中学校長	
	鈴木 栄子	中野区立鷺宮小学校長	
	片寄 玲子	中野区立多田小学校副校長	
区 民	小野 光	中野区町会連合会	副会長
	榎本 雅則	中野区商店街連合会	
	谷津 かおり	東京商工会議所中野支部	
	佐藤 美奈子	中野区立中学校PTA連合会	
	小野 未央	中野区立小学校PTA連合会	
	濱本 敏典	中野区体育協会	
	関谷 耕一	公 募	
	橋本 知恵美	公 募	
	米川 泰正	公 募	

諮 問 文

諮 問 第 1 号
中野区歌に関する審議会

中野区歌に関する審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記事項に関して、貴会の意見を求めます。

平成25年（2013年）年11月26日

中野区長 田中 大輔

記

幅広い区民に親しまれ、世代を超えて末長く歌い継がれる中野区歌を制定するに当たり、以下の点に係る意見

- 1 詞や曲のイメージ及び詞に取り入れたいフレーズについて
- 2 区歌の作成を依頼するに相応しい人物像について
- 3 幅広い区民に親しまれ、長く歌い継がれるための方策について

審議等の経過

審議会の開催	内 容
<p>第1回審議会 <平成25年11月26日 午後6時半から></p>	<p>委嘱式、諮問 1. 委員自己紹介、事務局等紹介 2. 会長、副会長の互選 3. 審議会運営上の申し合わせについて 4. 審議事項について、 5. 今後の審議予定について</p>
	<p>新しい区歌に関するイメージなどを区民等から募集<平成25年12月5日から平成26年1月15日まで募集> 応募者170人 イメージ・言葉208件、イラスト27件</p>
<p>第2回審議会 <平成26年1月31日 午後6時半から></p>	<p>1. 第1回中野区歌に関する審議会議事録（案）の承認について 2. 詞や曲のイメージ及び詞に取り入れたいフレーズについて 3. 区歌の作成を依頼するに相応しい人物像について 4. ワールドカフェの開催について</p>
	<p>「新しい区歌にふさわしいイメージなどの語り合い（ワールドカフェ）」を開催<平成26年3月1日午後1時半から> 会場 商工会館 参加者 16人</p>
<p>第3回審議会 <平成26年3月3日 午後6時半から></p>	<p>1. 第2回中野区歌に関する審議会議事録（案）の承認について 2. 今までの審議会等における意見の整理について 3. 幅広い区民に親しまれ、長く歌い継がれるための方策について 4. 答申案の取りまとめについて</p>
<p>第4回審議会 <平成26年3月24日 午後6時半から></p>	<p>1. 第3回中野区歌に関する審議会議事録（案）の承認について 2. 答申のとりまとめについて</p>
<p>答 申 <平成26年3月31日 ></p>	<p>答申を会長から区長に手交</p>

中野区歌に関する審議会設置条例

(設置)

第1条 幅広い区民に親しまれ、世代を超えて末長く歌い継がれる中野区歌（以下「区歌」という。）を制定するに当たり、区長の附属機関として中野区歌に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、区歌に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 区民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第2条の規定による答申を行った時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、非公開とする。

することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策室において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の審議会は、区長が招集する。